

令和4年3月4日

保護者各位

児童家庭部長

通所自粛要請期間の延長について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策及び通所自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、学童保育所の社会的機能の維持を図るため、感染者が確認された場合の臨時休所については、お子様の安全確保を最優先し、複数感染者が確認された場合を除き、通常開所とし、保護者の皆様の就業を継続し、社会経済活動を止めないように取り組んでいるところです。

しかし、市内においても感染が広がっており、また、これまでに複数の学童保育所において感染が確認されていることから、今後の感染拡大を防止するため、2月28日までとしていた通所自粛要請期間を3月31日まで延長することについて、本日の野田市新型コロナウイルス対策本部会議で決定されました。

つきましては、感染防止のため、家庭内保育が可能な方については、引き続き、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 通所自粛要請期間

令和4年1月21日（金）から令和4年3月31日（木）まで

※ 通所自粛を強制するものではありません。

2. 通所自粛の協力について

学童保育所では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策に留意しておりますが、お子様たちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できない状況下にあります。そのため、ご家庭で保育が可能な方については、早めのお迎えや通所を控える等、出来る限りのご協力をお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、保護者が休暇を取得する場合などは通所を控えていただくなど、必要な日及び時間での学童保育所のご利用をお願いいたします。

3. 感染拡大防止について

お子様本人に発熱等の風邪症状が見られる場合やご家族等に体調不良の方がいる場合には、通所を控えていただきますようご協力をお願いします。

同居家族、お子様がPCR検査を受けることになった場合には、通所せずに学童保育所に速やかに報告し、結果についてもご報告をお願いいたします。

4. 学童保育料について

3月10日（木）から31日（木）までの期間、学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として3月分の学童保育料を免除します。

5. 通所自粛に伴う免除手続について

休所の状況	手続方法	申請期限
令和4年2月に休所願を提出済で、3月もご協力いただける方	現在所属している学童保育所に連絡し、指導員に休所する旨をお伝えください。（書類等の提出は不要です。）	令和4年3月10日（木）
3月から通所自粛にご協力いただける方	「新型コロナウイルス感染症予防のための休所願」に必要事項を記入のうえ、現在所属している学童保育所または、児童家庭課にご提出ください。休所願は、学童保育所、児童家庭課で配布しています。また、市ホームページから印刷することも可能です。	令和4年3月10日（木） ※郵送希望する場合は、3月10日（消印有効）までに児童家庭課宛に郵送して下さい。

6. 小学校休業等対応助成金・支援金の利用について

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による学童保育所等の臨時休所等（市からの要請による通所自粛も含む）により、お子様の保育を行うため、仕事ができなくなっている子育て世帯を支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けています。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

お問合せ先 児童家庭課 子育て支援係
電話番号：04-7123-1093